

名古屋市公共下水道
平田水処理センター

事後調査結果中間報告書
(ポンプ所供用開始後)
(下水道終末処理場の建設)

平成 27 年 3 月

名古屋市

【 目 次 】

第 1 章	事業者の名称及び所在地	1
第 2 章	対象事業の名称及び種類	1
第 3 章	対象事業の概要	1
1.	対象事業の目的	1
2.	対象事業の内容	1
第 4 章	環境影響評価の手続の経緯	5
第 5 章	環境影響評価の概要(供用開始後)	5
第 6 章	事後調査(ポンプ所供用開始後)の実施内容	10
1.	事後調査の目的	10
2.	事後調査計画	10
第 7 章	事後調査結果(ポンプ所供用開始後)	13
1.	悪臭	13
2.	騒音	18
3.	振動	23
4.	治水	25
5.	電波障害	28
6.	日照障害	28
7.	廃棄物	28
第 8 章	まとめ	29

はじめに

本報告書は、事後調査計画書（供用開始後）（平成 25 年 5 月 名古屋市上下水道局）に基づき、ポンプ所供用開始後の事後調査として、平成 26 年 12 月までの調査結果をとりまとめたものである。

第1章 事業者の名称及び所在地

事業者名:名古屋市

代表者:名古屋市上下水道局長 小林 寛司

所在地:名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

第2章 対象事業の名称及び種類

名称:名古屋市公共下水道 平田水処理センター

種類:下水道終末処理場の建設

第3章 対象事業の概要

1. 対象事業の目的

地域住民の生活環境の改善を図るとともに、新川、水場川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を確保するために、下水道事業の一環として水処理センターを建設する。さらに、場内に雨水ポンプ施設を併設し、浸水を防除する。

2. 対象事業の内容

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1) 計画位置 | 名古屋市西区丸野二丁目地内(図3-1) |
| (2) 敷地面積 | 約37,000m ² |
| (3) 計画処理区域 | 西区、北区の庄内川以北の区域(1,335ha) |
| (4) 計画処理人口 | 96,700人 |
| (5) 計画下水量 | 80,000m ³ /日(計画1日最大汚水量) |
| (6) 下水排除方式 | 分流式 |
| (7) 処理方式 | 嫌気・無酸素・好気法(図3-2) |
| (8) 放水口の位置 | 別紙のとおり(図3-3) |

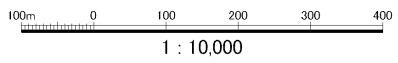
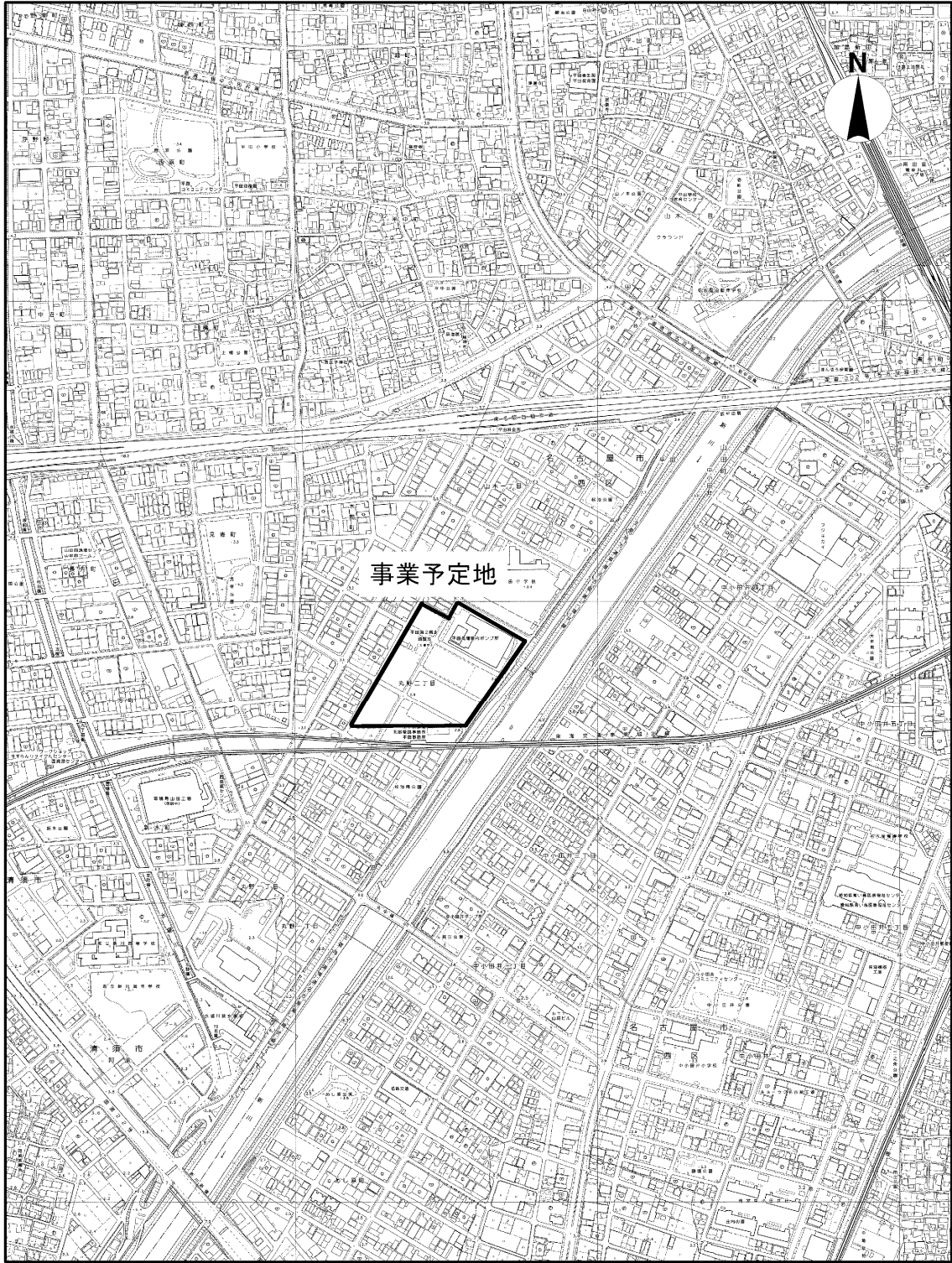


図3-1 事業予定地の位置

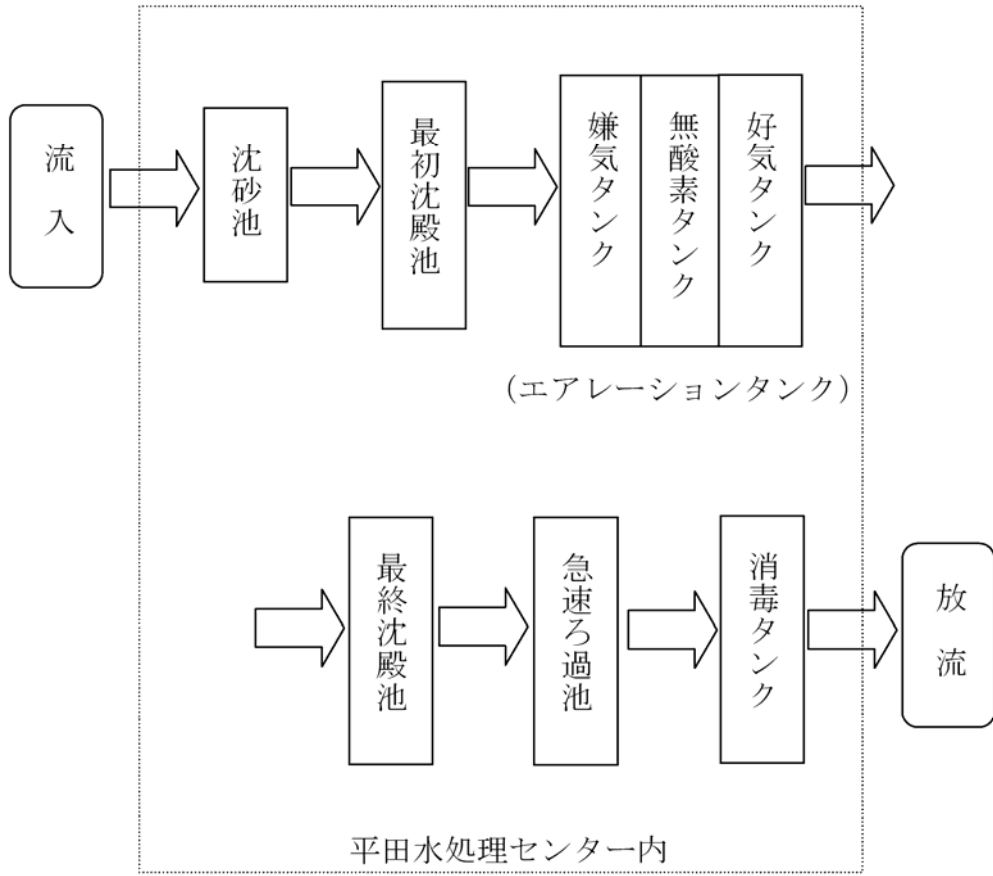


図 3-2 処理フロー

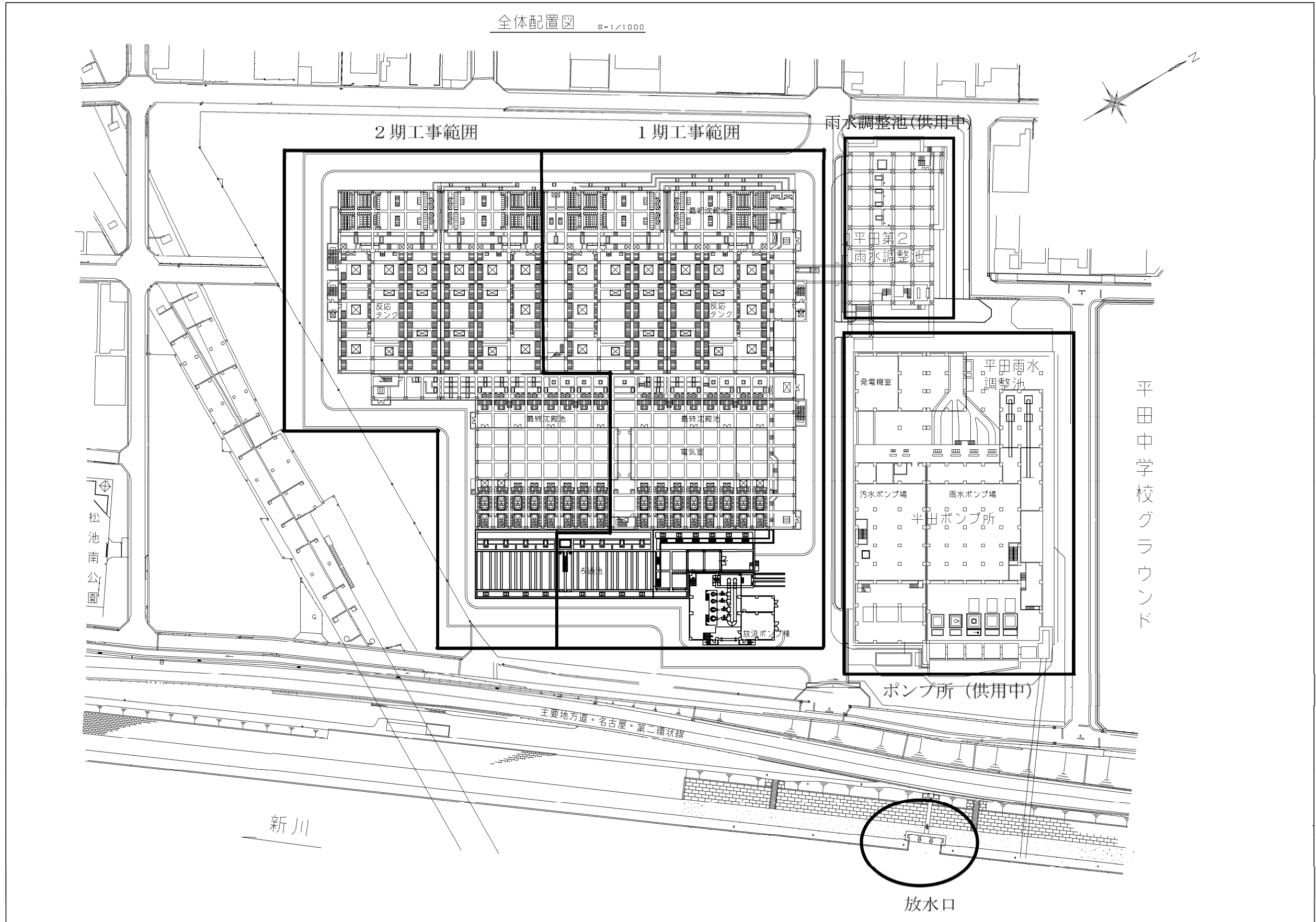


図 3-3 放水口の位置

第4章 環境影響評価の経緯

事項		日程等	
現況調査計画書	提出	昭和55年8月27日	
	縦覧	期間	昭和55年9月2日から昭和55年9月17日
		場所	西区役所山田支所
		縦覧者数	60人
環境影響評価準備書	提出	昭和56年8月27日	
	縦覧	期間	昭和56年9月1日から昭和56年10月1日
		場所	西区役所山田支所
		縦覧者数	34人
	説明会	開催日	昭和56年9月21日から昭和56年9月30日
		場所	中小田井小学校、山田小学校、平田小学校、浮野小学校
参加者数		118人	
準備書に対する市民等の意見	提出期間	昭和56年9月1日から昭和56年10月16日	
	提出件数	1,741件	
見解書	提出	昭和57年1月25日	
	縦覧	期間	昭和57年2月2日から昭和57年2月17日
		場所	西区役所山田支所
		縦覧者数	22人
公聴会	開催請求が無かったため開催せず		
環境影響評価審査書	縦覧	期間	昭和57年7月8日から昭和57年7月23日
		場所	西区役所山田支所
		縦覧者数	19人
環境影響評価書	提出	昭和57年9月20日	
	縦覧	期間	昭和57年10月6日から昭和57年10月13日
		場所	西区役所山田支所
		縦覧者数	18人
事後調査計画書(工事中)	提出	平成3年8月5日	
事後調査計画書(供用開始後)	提出	平成25年5月31日	
	縦覧	期間	平成25年6月7日から平成25年6月21日
		場所	市役所、西区役所、西区役所山田支所、環境学習センター
		縦覧者数	1人
事後調査結果中間報告書(工事中)	提出	平成25年9月27日	
	縦覧	期間	平成25年10月7日から平成25年10月21日
		場所	市役所、西区役所、西区役所山田支所、環境学習センター
		縦覧者数	7人

第5章 環境影響評価の概要(供用開始後)

環境影響評価書(昭和57年9月)における供用時の環境影響評価の概要は、表5-1に示すとおりである。

表 5-1 現況・予測・評価の結果の概要一覧

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策
悪臭	<p>予定地周辺で悪臭物質は検出されず、臭気濃度も低い値(1地点で17、4地点で10未満)となっている。</p>	<p>(悪臭物質)</p> <p>敷地境界線において、臭気強度 2.5 に対応する濃度以下になるようにするとともに、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミンについては、気体排出口における流量が悪臭防止法に定める式によって求めた流量以下とする。</p>	<p>(悪臭物質)</p> <p>・排出口 排出口における流量は許容流量以下である。</p> <p>・敷地境界線 着地濃度の最大値は、メチルメルカプタンで 0.017×10^{-3} ppm、硫化水素で 0.040×10^{-3} ppm となる。</p>	<p>(悪臭物質)</p> <p>・排出口 環境保全目標を達成できる。</p> <p>・敷地境界線 いずれの物質も環境保全目標を達成できる。</p>	<p>・悪臭が外へもれないようにするために、極力開閉部分を少なくする。</p> <p>・沈砂、スクリーンかすの搬出口には、シャッターのほかエアカーテンを設置する。</p> <p>・定期的に悪臭発生状況の調査を行い、必要に応じて悪臭防止施設の点検及び改良を行う。</p>
		<p>(臭気濃度)</p> <p>敷地境界線における臭気濃度を15以下とし、日常生活において住民が不快な臭いを感じないようにする。</p>	<p>(臭気濃度)</p> <p>既設処理場(守山、堀留、鳴海)の敷地境界線における臭気濃度は11以下である。</p>	<p>(臭気濃度)</p> <p>本処理場では、悪臭発生源の覆蓋及び脱臭を行うため環境保全目標を十分に達成できる。</p>	

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策									
騒音	<p>日曜日については、すべての時間帯の環境基準を満足しているのは9地点のうち6地点である。</p> <p>月曜日については、すべての時間帯の環境基準を満足しているのは9地点のうち5地点である。</p>	<p>「愛知県公害防止条例」・工場等に関する規制基準(準工業地域)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">昼間</th> <th style="width: 33%;">朝・夕</th> <th style="width: 33%;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時から午後7時まで</td> <td>午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで</td> <td>午後10時から翌日の午前6時まで</td> </tr> <tr> <td>65ホンを</td> <td>60ホンを</td> <td>50ホンを</td> </tr> </tbody> </table> <p>・敷地の境界線における大きさの許容限度を表す。</p> <p>・学校の敷地の周囲 50m の区域内に含まれる予定地における大きさは、表に掲げるそれぞれの値から5ホンを減じた値とする。</p> <p>・騒音の大きさは、90%レンジの上端値である。</p>	昼間	朝・夕	夜間	午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	65ホンを	60ホンを	50ホンを	<p>・晴天時 平田中学校の敷地の周囲 50m 以内に含まれる敷地境界線においては 30 ホン未満、50m 以内に含まれない敷地境界線においては 38 ホン以下となる。</p> <p>・雨天時 平田中学校の敷地の周囲 50m 以内に含まれる敷地境界線においては 48 ホン以下、50m 以内に含まれない敷地境界線においても 48 ホン以下となる。</p>	<p>・晴天時 すべての時間帯の環境保全目標を達成できる。</p> <p>・雨天時 平田中学校の敷地の周囲 50m 以内に含まれない敷地境界線においては、すべての時間帯の環境保全目標を達成できる。50m 以内に含まれる敷地境界線においては、朝夕、昼間は達成できるが、夜間は環境保全目標をわずか(1~3 ホン)に上回る部分がある。</p>	<p>・ポンプ棟の外壁を厚くする。</p> <p>・ポンプ棟の内壁には、他の部屋よりも吸音効果の大きい吸音材を使用する。</p> <p>・外周部には、樹高の高い常緑樹を密植し、可能な限り減音させる。</p>
		昼間	朝・夕	夜間										
午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで												
65ホンを	60ホンを	50ホンを												

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策						
振動	<p>日曜日及び月曜日のほとんどの地点において80%レンジの上端値は48dB未満となっている。</p>	<p>「愛知県公害防止条例」・工場等に関する規制基準(準工業地域)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">昼間</th> <th style="width: 50%;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前7時から午後8時まで</td> <td>午後8時から翌日の午前7時まで</td> </tr> <tr> <td>65dB</td> <td>60dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>・敷地の境界線における大きさの許容限度を表す。</p> <p>・学校の敷地の周囲 50m の区域内に含まれる予定地における大きさは、表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値とする。</p> <p>・振動レベルは、80%レンジの上端値である。</p>	昼間	夜間	午前7時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前7時まで	65dB	60dB	<p>・晴天時 平田中学校の敷地の周囲 50m 以内に含まれる敷地境界線においては 39 dB以下、50m 以内に含まれない敷地境界線においては 49 dB以下となる</p> <p>・雨天時 平田中学校の敷地の周囲 50m 以内に含まれる敷地境界線においては 43 dB以下、50m 以内に含まれない敷地境界線においては 49 dB以下となる</p>	<p>晴天時、雨天時ともにすべての時間帯の環境保全目標を十分に達成できる。</p>	<p>—</p>
昼間	夜間										
午前7時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前7時まで										
65dB	60dB										

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策
水質	<ul style="list-style-type: none"> 新川水質は、比良新橋で約BOD16 mg/L、COD13 mg/L、DO8 mg/Lであった。既存資料によれば、概ねBOD、COD、DO共夏に良く冬に悪い。 新川の健康項目等水質は、現地調査、既存資料調査共に定量限界値未満あるいはそれに近い値であった。 新川の底質も現地調査でほとんど汚染されていない。 	<p>将来市街化に伴い現況より大幅に悪化すると予測される新川の水質の保全に寄与する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新川のBOD、CODは、四季別においては、下水道整備後が未整備の場合より冬季新川橋でBOD17 mg/L、COD5 mg/L良くなり、またDOも含め、新川全体的に現況と同程度かあるいは良くなっている。時間変動予測においても、全体的には同程度かあるいは良くなっている。 重金属類等については、処理場放流水水質が定量限界値未満あるいはそれに近い値と考えられ、下水道整備後は未整備より良くなり、また底質も水質の良化を考慮すれば、下水道整備後は未整備より良くなる。 	<p>下水道の目的の1つとして河川の水質保全があるため、下水道を整備することは当然新川の水質保全に寄与するものであり、環境保全目標は達成できる。</p> <p>しかし本事業による下水道整備区域面積は、新川全体流域面積の約5%しかないので、本事業だけでは新川の環境基準達成は難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令で定められた排水の基準(下水道法に規定する技術上の基準BOD20 mg/L、SS70 mg/L、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準BOD20 mg/L、SS50 mg/L及び総量規制基準COD30 mg/L×80,000m³/日=2,400 kg/日)を遵守可能とする処理施設の設置を当然行う。また新川の現状水質からみて、基準値で常時放流するのではなく、広域的な水質改善の立場に立ち、基準値以下で放流するように努力する。 さらに処理場稼働開始より、現況調査をもとに、処理場放流地点付近における水質調査等を定期的実施し、新川の水質及び周辺環境の保全に努める。

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策
地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下の状況は、昭和40年代後半をピークとして鈍化してきており、一部箇所では、昭和50年度以降上昇を示している。 地下水位はTP+1.00m程度である。 	<p>日常生活、社会生活に障害を生ずるような地盤沈下を進行させないようにするとともに、地下水位低下による支障を生じさせないように対処する。</p>	<p>構造物の基礎構造は④層(鳥居松礫層)を支持層とする杭基礎構造とする必要がある。</p>	<p>構造物は、④層(鳥居松礫層)を支持層とする杭基礎構造とするため、施設自身も周辺地盤も圧密沈下の恐れはない。</p>	—

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> 通学路の状況 予定地周辺道路及び予定地内道路の一部が平田中学校の通学路に指定されているが、住宅が少ないので生徒の分布は少ない。 交通量の状況 調査6地点はすべて流れはスムーズであり、渋滞等は認められない。 安全施設、交通規制 安全施設としては、主な交差点の信号機、用水路沿いのガードレール、一部区間の歩道がある。 過去の交通事故 関係4学区の面積当たり事後件数は、西区の平均を下回っており、予定地周辺では特に事後が少ない。 	<p>住民の日常生活及び学童の通学の安全を確保する。</p>	<p>処理場建設に伴い、予定地内の工場、住居等へ出入りしている車両が減少するため、結果的には予定地周辺の通行車両は増加しない。</p>	<p>実質的な車両増加にならないので、直接的な影響はない。</p>	<p>維持管理用車両のルートは、事前に再度交通状況調査を実施し決定する。</p> <p>また、予想される問題に対しては、関係諸機関と協議のうえ、万全の対策を講じる。</p>

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策
治水	<ul style="list-style-type: none"> 排水系統 水場川に自然排水されており、治水施設としては、水場川排水機場、コンクリート柵きよを主体とした水路が整備されている。新川沿いには、平田第1、第2排水機場が設けられている。 新川の状況 昭和54年より国の総合治水対策特定河川事業に採択され、新川流域総合治水対策協議会が設置されている。 	河川及び堤体の機能に支障を及ぼさないものとするとともに、浸水解消に寄与する。	予測各項目については、河川管理者との事前協議にて十分な検討を行う。	河川管理者と事前協議を実施し、十分な対策を講じるので堤体は安全である。	新川流域総合治水対策協議会の中で、雨水流出抑制対策などの施策を進めていく。

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策
電波障害	予定地周辺は、電波障害に関し比較的好条件にある地域であり、現在のところ大きな障害はみられない。	処理場建設によってテレビの受信に支障が生じないようにする。	ビル陰障害、反射波障害が、それぞれ約10ha、約4haにわたって発生すると予測される。	環境保全対策を施すことによって、環境保全目標を守れる。	障害が明らかな場合には、個別アンテナの改良または共聴システムの設置等必要な措置を行う。

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策				
日照障害	予定地周辺は工業地域に指定されており、工場・倉庫等が多く、一般住宅及び農地は少ない。また、現在のところ著しい日照障害は生じていない。	<p>「名古屋市中高層建築物日影規制条例」に定める準工業地域の規制値を目標値とし、居住環境等に著しい影響を与えないようにする。</p> <table border="1"> <tr> <td>敷地境界線からの水平距離5m以内に収めるべき日影</td> <td>5時間以上の日影</td> </tr> <tr> <td>敷地境界線からの水平距離10m以内に収めるべき日影</td> <td>3時間以上の日影</td> </tr> </table>	敷地境界線からの水平距離5m以内に収めるべき日影	5時間以上の日影	敷地境界線からの水平距離10m以内に収めるべき日影	3時間以上の日影	島日影は敷地内外ともにあられない。また、5時間以上の日影、3時間以上の日影は、それぞれ5m、10mの規制線の外側には生じない。	環境保全目標を満足する。	—
敷地境界線からの水平距離5m以内に収めるべき日影	5時間以上の日影								
敷地境界線からの水平距離10m以内に収めるべき日影	3時間以上の日影								

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策
緑地	<p>予定地周辺には近隣公園1箇所と児童公園が6箇所設置されている。</p> <p>また、予定地周辺には、水田、畑地がわずかに存在しているにすぎない。</p>	緑化面積を敷地面積の20%以上とし、緑豊かな処理場をつくり出す。	樹冠の垂直投影面積は0.78haであり、敷地面積の約21%となる。	水処理施設の覆蓋、公園化を行い、地域住民や平田中学校生徒が利用しやすいように整備することにより、地域内に新しいレクリエーション空間、緑地をつくり出すことができ、しかも環境保全目標を達成できる。	

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策
景観	予定地周辺は、特別工業地区として発展、整備過程にあり、景観的にも過渡期にある。	周辺景観との調和を保ち、良好な景観形成に寄与できる施設とする。	敷地境界への植栽及び場内での緑の立体的な配置により、緑が全面的に人の目にふれ、良好な景観が得られる。	次に示す環境保全対策を施すことによって、十分に環境保全目標を満足する。 <ul style="list-style-type: none"> 地上構造物のデザインは奇抜なものせず、白を基調とする色を用いて清潔感を持たせる。 また、修景植栽を行うことにより、良好な景観形成とともに緑の供給にも寄与する施設とする。 	

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策
地域分断	予定地付近においては、予定地内を新川に並行して走る道路が生活道路としての役割を果たしている。	周辺住民の日常的な地域生活に可能な限り支障がないようにするとともに、コミュニティ活動の向上に寄与するようにする。	供用に伴い道路の一部が消滅することにより、地域住民の通勤・通学の動線が多少変化する。	現在存在している生活道路の一部が消滅することにより、迂回距離が約100mとなり、日常生活における歩行、自転車走行等が現在より多少不便になる。 生活道路として新しい役割を担うと予想される道路については、道路管理者との協議のもとに整備を行っていく。 また、水処理施設上部をカバーし、グランドとして整備することでコミュニティ活動の場を提供するとともに、平田中学校生徒の運動場として利用しやすいようにする。	

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全対策
廃棄物	—	発生する廃棄物の運搬に関して、住民の日常生活に支障を与えないようにする。	廃棄物量 沈砂、スクリーンかす 各々約2t/日	運搬に際しては、法令に定める規定を遵守し、運搬車の洗浄等により予定地周辺の生活道路を汚さないようにして、住民の日常生活に支障を与えないようにする。 供用開始時には、交通量状況等の調査を再度実施し、運搬ルートを決定する。	

第6章 事後調査（ポンプ所供用開始後）の実施内容

1. 事後調査の目的

本事業に係る供用開始後において、本事業の実施により環境影響評価の項目に係る環境要素に及ぼす影響の程度について把握し、予測及び評価並びに環境保全措置の妥当性を検証するものである。

2. 事後調査計画

事後調査計画は表 6-1 に示すとおりである。調査結果は環境影響評価の結果と比較検討を行い、著しく異なる場合はその原因を調査する。その際、必要に応じて追加的に調査を行うものとする。

原因究明の結果、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討し、適切な措置を講じる。

表 6-1 事後調査計画の概要(供用開始後)

	項 目	手 法 等
悪臭	悪臭物質の濃度等	<p>[調査事項] 特定悪臭物質の濃度、臭気指数(臭気濃度)</p> <p>[調査方法] ○特定悪臭物質 「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年 環境庁告示第 9 号)に定める方法 ○臭気指数(臭気濃度) 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年 環境庁告示第 63 号)に定める方法</p> <p>[調査地点] ○悪臭物質 敷地境界 1 地点(風下) 排気口 2 地点(ポンプ棟沈砂池、水処理施設) ○臭気指数 敷地境界 5 地点</p> <p>[調査期間] ○ポンプ所供用開始後(一部供用) … 臭気が強いと感じられる時期(夏季の 1 日)</p>

	項 目	手 法 等
騒音	処理場騒音	<p>[調査事項] 騒音レベル</p> <p>[調査方法] 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 厚生省・農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号)に定める方法</p> <p>[調査地点] 事業予定地の敷地境界 5 地点</p> <p>[調査期間] ○ポンプ所供用開始後(一部供用) … 晴天時、雨天時それぞれ 1 回</p>

	項 目	手 法 等
振動	処理場振動	<p>[調査事項] 振動レベル</p> <p>[調査方法] 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 環境庁告示第 90 号)に定める方法</p> <p>[調査地点] 処理場騒音と同じ</p> <p>[調査期間] 処理場騒音と同じ</p>

	項 目	手 法 等
治水	河川構造物への影響	<p>[調査事項] ポンプ所運転時の河川構造物への影響</p> <p>[調査方法] 降雨時に現地踏査及び写真撮影</p> <p>[調査地点] 放水口周辺</p> <p>[調査期間] ポンプ所供用開始後</p>

	項 目	手 法 等
電波障害	テレビジョン電波障害の程度	苦情の有無とその内容を調査する。

	項 目	手 法 等
日照障害	日影の影響の程度	苦情の有無とその内容を調査する。

	項 目	手 法 等
廃棄物等	廃棄物の発生の程度	<p>[調査事項] ○廃棄物(スクリーンかす、沈砂等)の発生量 ○廃棄物の再資源化の状況</p> <p>[調査方法] 管理記録(1年間)からの読みとり等</p> <p>[調査時期] ○ポンプ所供用開始後(一部供用)… 1年間</p>

第7章 事後調査結果（ポンプ所供用開始後）

1. 悪臭

1) 調査事項

- ・臭気指数(臭気濃度)
- ・特定悪臭物質 22 項目
(アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸)

2) 調査地点

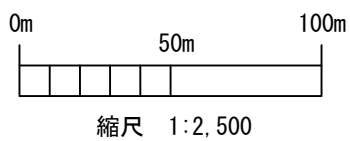
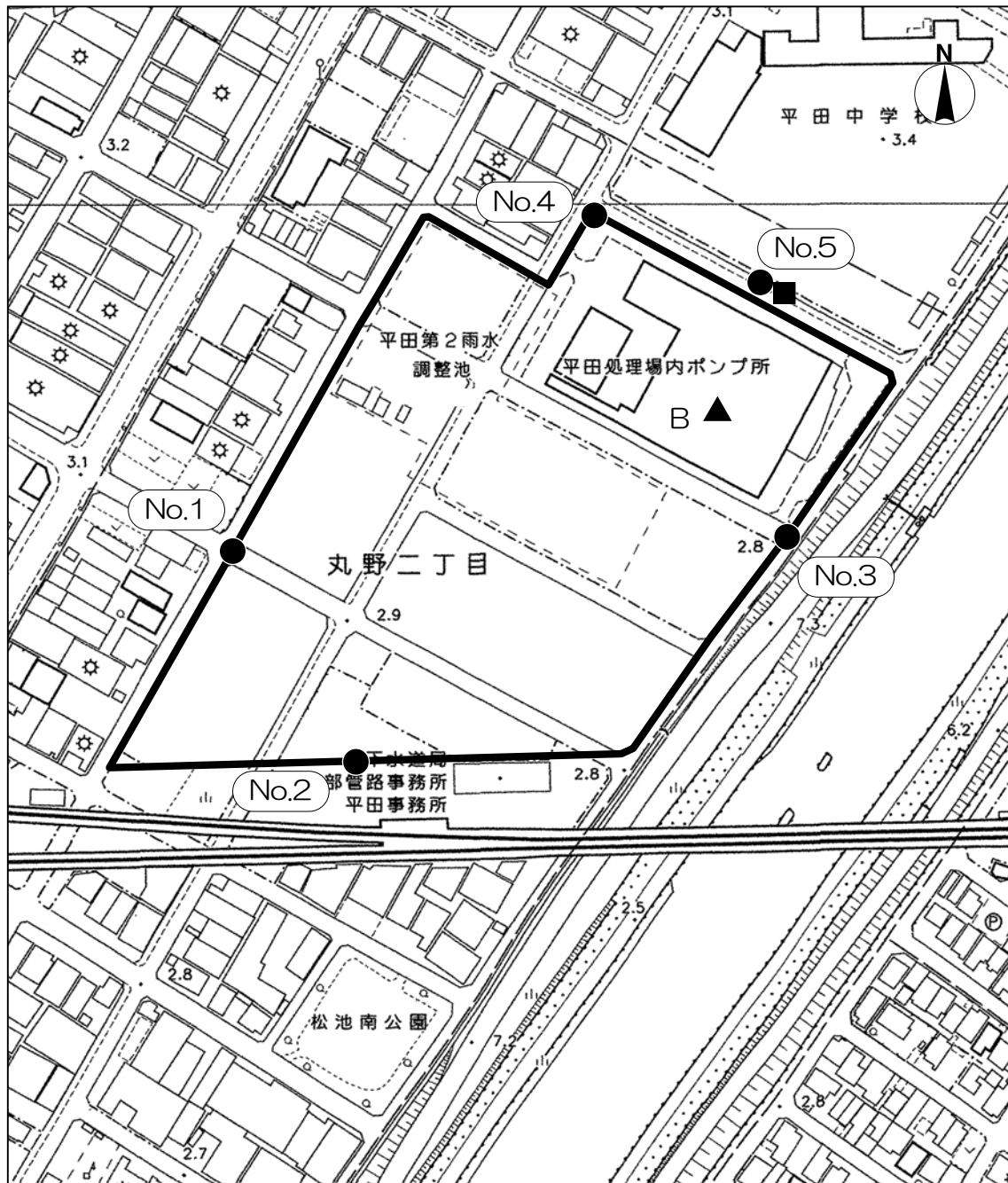
- ・臭気指数 : 敷地境界 5 地点及びポンプ棟沈砂池測定口 1 地点
- ・特定悪臭物質濃度 : 風下敷地境界 1 地点及びポンプ棟沈砂池測定口 1 地点
(図 7-1-1 参照)
なお、風下敷地境界は当日の風向が南風であったことから、敷地北側を選定した。

3) 調査時期

ポンプ棟沈砂池測定口 : 平成 26 年 9 月 2 日
敷地境界 : 平成 26 年 8 月 29 日

4) 調査方法

- ・臭気指数 : 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年 9 月、環境庁告示 63 号)に定める方法
- ・特定悪臭物質濃度 : 「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年 5 月、環境庁告示 9 号)に定める方法



凡 例	
●	敷地境界臭気指数調査地点
■	敷地境界特定悪臭物質調査地点
▲	ポンプ棟沈砂池測定口
○	敷地境界

図 7-1-1 悪臭調査地点

5) 調査結果

ポンプ棟沈砂池測定口における調査結果は表 7-1-1(1)～(2)に示すとおりであり、敷地境界線上における特定悪臭物質の規制基準及び臭気指数の指導基準以下であった。

また、敷地境界線上における調査結果は表 7-1-2 及び表 7-1-3 に示すとおりであり、臭気指数は指導基準値を下回り、風下敷地境界線上では、悪臭物質は規制基準値を下回っていた。なお、当日の風向きは南からの風であったことから、北側の敷地境界線上である No. 5 で悪臭物質の調査を行った。

表 7-1-1(1) ポンプ棟沈砂池測定口における調査結果(悪臭物質及び臭気指数)

項目	単位	調査結果	規制基準
1 アンモニア	ppm	0.2	1
2 メチルメルカプタン	ppm	<0.0001	0.002
3 硫化水素	ppm	<0.0005	0.02
4 硫化メチル	ppm	<0.0001	0.01
5 二硫化メチル	ppm	<0.0003	0.009
6 トリメチルアミン	ppm	<0.0001	0.005
7 アセトアルデヒド	ppm	0.012	0.05
8 プロピオンアルデヒド	ppm	<0.002	0.05
9 ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.0003	0.009
10 イソブチルアルデヒド	ppm	<0.0009	0.02
11 ノルマルバレールアルデヒド	ppm	<0.002	0.009
12 イソバレールアルデヒド	ppm	<0.0005	0.003
13 イソブタノール	ppm	<0.01	0.9
14 酢酸エチル	ppm	<0.3	3
15 メチルイソブチルケトン	ppm	<0.2	1
16 トルエン	ppm	<0.9	10
17 スチレン	ppm	<0.01	0.4
18 キシレン	ppm	<0.1	1
19 プロピオン酸	ppm	<0.005	0.03
20 ノルマル酪酸	ppm	<0.0002	0.001
21 ノルマル吉草酸	ppm	<0.0002	0.0009
22 イソ吉草酸	ppm	0.0007	0.001
23 臭気指数	—	12 未満	15(第3種区域)
(*臭気濃度)		(16 未満)	—

注:臭気指数は指導基準である。

網掛けは、「平田終末処理場(仮称)に係る環境影響評価書(昭和57年9月 名古屋市)」の対象物質を示す。

表 7-1-1(2) ポンプ棟沈砂池測定口における調査結果(排ガス状況)

	単位	排ガス状況
排ガス流速	m/s	3.7
排ガス温度	℃	29.1
内径	mm	350

表 7-1-2 敷地境界線上における調査結果

調査地点	臭気指数	指導基準
No. 1	<10	15(第3種区域)
No. 2	<10	
No. 3	<10	
No. 4	<10	
No. 5	<10	

表 7-1-3 風下敷地境界線上(No. 5)における調査結果

項目	単位	調査結果	規制基準
1 アンモニア	ppm	<0.1	1
2 メチルメルカプタン	ppm	<0.0001	0.002
3 硫化水素	ppm	<0.0005	0.02
4 硫化メチル	ppm	<0.0001	0.01
5 二硫化メチル	ppm	<0.00003	0.009
6 トリメチルアミン	ppm	<0.0001	0.005
7 アセトアルデヒド	ppm	<0.002	0.05
8 プロピオンアルデヒド	ppm	<0.002	0.05
9 ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.001	0.009
10 イソブチルアルデヒド	ppm	<0.0009	0.02
11 ノルマルバレルアルデヒド	ppm	<0.002	0.009
12 イソバレルアルデヒド	ppm	<0.0005	0.003
13 イソブタノール	ppm	<0.01	0.9
14 酢酸エチル	ppm	<0.3	3
15 メチルイソブチルケトン	ppm	<0.2	1
16 トルエン	ppm	<0.9	10
17 スチレン	ppm	<0.03	0.4
18 キシレン	ppm	<0.1	1
19 プロピオン酸	ppm	<0.005	0.03
20 ノルマル酪酸	ppm	<0.0002	0.001
21 ノルマル吉草酸	ppm	<0.0002	0.0009
22 イソ吉草酸	ppm	<0.0002	0.001

注:網掛けは、「平田終末処理場(仮称)に係る環境影響評価書(昭和57年9月 名古屋市)」の対象物質を示す。

6) 予測結果との対比及び環境保全目標の適合状況

評価書の予測どおり、敷地境界において臭気濃度・悪臭物質ともに規制基準値等を下回っており、環境保全目標を満足している。

排出口については、評価書では悪臭防止法に定める排出口におけるアンモニア、流下水素及びトリメチルアミンの流量が許容流量以下であると予測されている。調査を行った際の許容流量及び悪臭物質の流量は、表7-1-4に示すとおりであり、予測どおり悪臭物質の流

量が許容流量を下回り、環境保全目標を満足している。
 なお、悪臭について、市民等からの苦情はない。

表 7-1-4 排出口流量

単位: m³/h

	悪臭物質の 許容流量	悪臭物質の 流量
アンモニア	44.9	0.0003
硫化水素	0.897	0.0000006 未満
トリメチルアミン	0.225	0.0000001 未満

注) 排ガスの測定値が定量下限値未満であった物質の悪臭物質の流量は、定量下限値により流量を算定し、「未満」とした。

【許容流量と悪臭物質の流量算定方法】

<許容流量>

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q : 悪臭物質の許容流量 (m³/h)

He: 有効煙突高 (m) (He = H₀ × 0.65 + (Hm + Ht))

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \times V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \left(2.3 \log_{10} J + \frac{1}{j} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \times V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

H₀: 排出口高さ (m) (20m)

Q : 排ガス流量 (m³/s at 15°C)

V : 排出ガスの排出速度 (m/s)

T : 排出ガスの温度 (K)

Cm: 最大着地濃度 (ppm)

ここでは、臭気濃度 2.5 に対応する物質濃度として、アンモニア (1ppm)、硫化水素 (0.002ppm)、トリメチルアミン (0.005ppm)

<悪臭物質の流量>

表 7-1-1 (2) の流量及、温度及び内径から標準状態のガス量を算定し、表 7-1-1 (1) の物質濃度から悪臭物質の流量を算定した。

7) 環境保全措置の実施状況

悪臭が外部に漏れにくいように開閉部を少なくしており、沈砂等の搬出口にはエアカーテンを設置している。

2. 騒音

1) 調査事項

騒音レベル(L_{A5} 、 L_{Aeq})

2) 調査地点

敷地境界 5 地点(図 7-2-1 参照)

3) 調査時期

晴天時:平成 26 年 11 月 20 日

降雨時:平成 26 年 9 月 24 日

なお、降雨時における降雨の状況は表 7-2-1 に示すとおりである。

表 7-2-1 降雨の状況(平田ポンプ所)

年月	平成 26 年 9 月 24 日				平成 26 年 9 月 25 日								
	時間	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7
降水量(mm)		1.5	3.0	4.0	10.5	6.5	11.0	19.5	12.5	4.0	0.0	0.0	0.0
ポンプ稼働台数(台)		1	0	1	1	1	1	2	3	2	1	1	0

出典:名古屋市調べ

4) 調査方法

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 厚生省・農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号)に定める方法

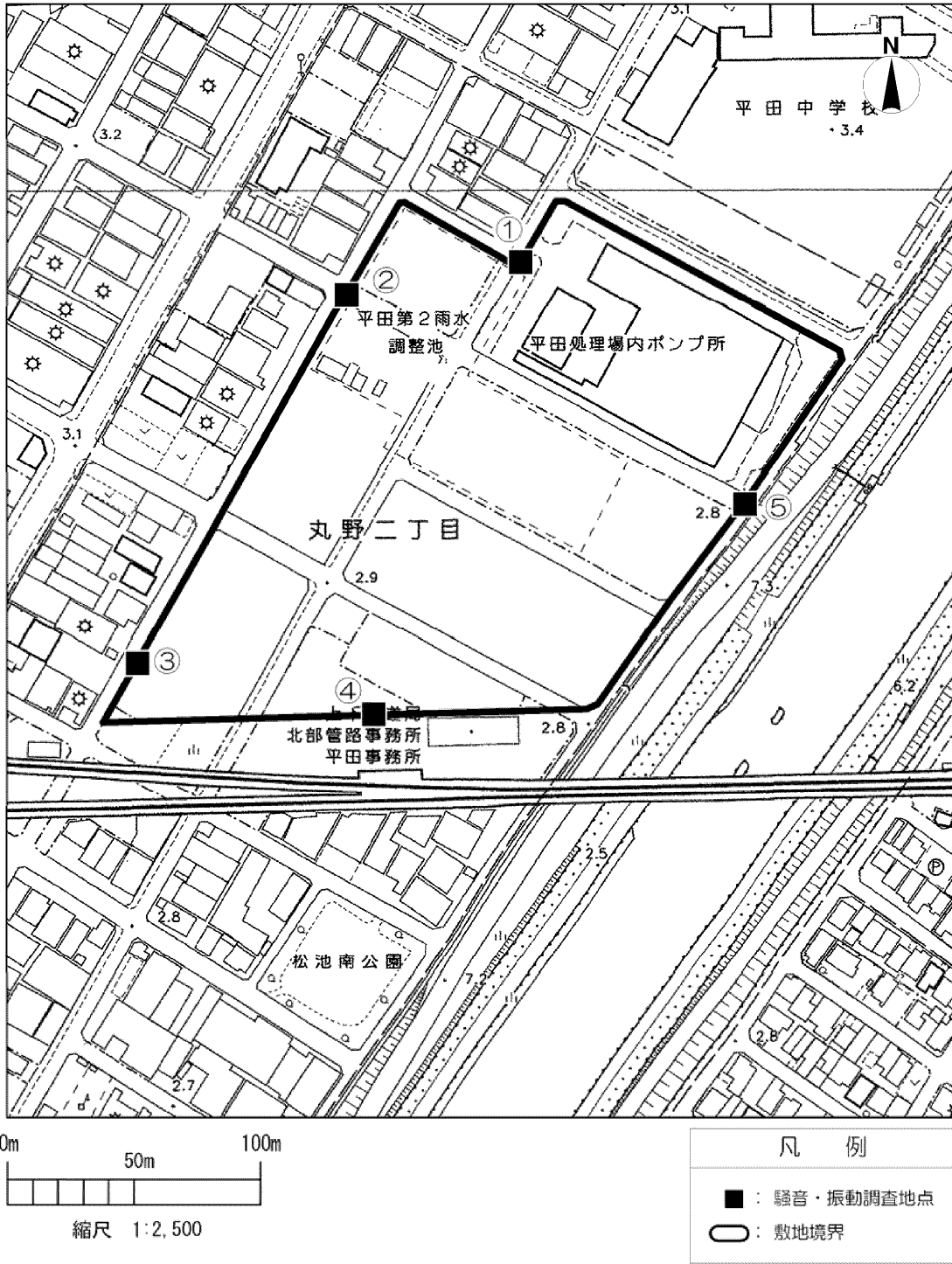


図 7-2-1 騒音・振動調査地点

5) 調査結果

(1) 晴天時

晴天時の時間率騒音レベル(L_{A5})の調査結果は表7-2-1に示すとおりであり、①～④ではいずれの時間帯も規制基準を下回る結果であった。⑤の昼間は規制基準を下回ったが、その他の時間帯では規制基準を上回っていた。

環境保全目標と比較すると、②～③はいずれの時間帯も環境保全目標を下回る結果であった。①及び④の夜間並びに⑤の全ての時間帯で環境保全目標を上回っていた。

聴感には表7-2-2に示すとおりであり、①及び④の夜間並びに⑤の全ての時間帯における主な聴感には周辺の道路交通騒音であったことから、ポンプ所に起因して規制基準及び環境保全目標を上回ったものではないと考えられる。この道路騒音は、平田水処理センター東側の新川堤防道路の騒音が主要因と考えられる。

なお、現在の環境基準が適用される等価騒音レベル(L_{Aeq})は、表7-2-3に示すとおりであり、①～④は環境基準を満足しており、⑤は環境基準を若干超過している。

表7-2-1 時間率騒音レベル(L_{A5})の調査結果(晴天時)

単位: dB

地点	朝(6時～8時)	昼間(8時～19時)	夕(19時～22時)	夜間(22時～6時)
①	55	59	51	49
②	58	60	56	50
③	53	61	52	48
④	54	54	51	51
⑤	73	70	68	67
規制基準	65	70	65	60
環境保全目標(①)	55	60	55	45
環境保全目標(②～⑤)	60	65	60	50

注:①は、平田中学校から50m以内であるため、環境保全目標(②～⑤)を5dB減じた環境保全目標(①)とする。

表7-2-2 聴感の状況(晴天時)

地点	朝(6時～8時)	昼間(8時～19時)	夕(19時～22時)	夜間(22時～6時)
①	周辺の道路交通騒音 周辺の工場操業音	周辺の工場操業音 周辺の道路交通騒音	周辺の工場操業音 周辺の道路交通騒音	周辺の道路交通騒音 周辺の工場操業音 マンホール流水音
②	周辺の道路交通騒音	周辺の工場操業音 周辺の道路交通騒音	周辺の道路交通騒音 周辺の工場操業音	周辺の道路交通騒音 周辺の工場操業音
③	周辺の道路交通騒音 鳥の鳴き声	周辺の工場操業音 周辺の道路交通騒音	周辺の工場操業音	周辺の道路交通騒音
④	周辺の道路交通騒音	周辺の工場操業音 周辺の道路交通騒音	周辺の道路交通騒音	周辺の道路交通騒音
⑤	周辺の道路交通騒音	周辺の道路交通騒音	周辺の道路交通騒音	周辺の道路交通騒音

表7-2-3 等価騒音レベル(L_{Aeq})の調査結果(晴天時)

単位: dB

地点	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
①	55	47
②	55	50
③	59	47
④	52	49
⑤	67	61
環境基準	65	60

(2) 降雨時

降雨時の時間率騒音レベル(L_{A5})の調査結果は表 7-2-4 に示すとおりであり、②、③ではいずれの時間帯も規制基準を下回る結果であった。①、④の夜間は規制基準を上回ったが、その他の時間帯では規制基準を下回っていた。⑤の昼間は規制基準を下回ったが、その他の時間帯では規制基準を上回っていた。

環境保全目標と比較すると、①の夕及び②～④の夜間以外は環境保全目標を下回る結果であった。①の朝・昼・夜間及び②～④の夜間並びに⑤の全ての時間帯で環境保全目標を上回っていた。

聴感には表 7-2-5 に示すとおりであり、いずれの時間帯においても主な聴感には周辺の道路交通騒音であったことから、ポンプ所に起因して規制基準及び環境保全目標を上回ったものではないと考えられる。その他の地点の主な聴感には、概ね夜間においては雨音、虫の鳴き声、朝においては虫の鳴き声、周辺の道路交通騒音であった。

なお、現在の環境基準が適用される等価騒音レベル(L_{Aeq})は、表 7-2-6 に示すとおりであり、①～④は環境基準を満足しており、⑤は環境基準を若干超過している。

表 7-2-4 時間率騒音レベル(L_{A5})の調査結果(降雨時)

単位: dB

地点	朝(6時～8時)	昼間(8時～19時)	夕(19時～22時)	夜間(22時～6時)
①	56	63	55	61
②	57	60	56	60
③	55	61	54	60
④	55	56	53	62
⑤	72	70	69	69
規制基準	65	70	65	60
環境保全目標(①)	55	60	55	45
環境保全目標(②～⑤)	60	65	60	50

注:①は、平田中学校から50m以内であるため、環境保全目標(②～⑤)を5dB減じた環境保全目標(①)とする。

表 7-2-5 聴感の状況(降雨時)

地点	朝(6時～8時)	昼間(8時～19時)	夕(19時～22時)	夜間(22時～6時)
①	虫の鳴き声 周辺の工場操業音 周辺の道路交通騒音	周辺の工場操業音 周辺の道路交通騒音	周辺の工場操業音 虫の鳴き声	雨音 マンホール流水音 虫の鳴き声
②	虫の鳴き声 周辺の道路交通騒音 鳥の鳴き声	周辺の工場操業音 周辺の道路交通騒音	周辺の工場操業音 虫の鳴き声	雨音 虫の鳴き声
③	虫の鳴き声 周辺の道路交通騒音	周辺の工場操業音 周辺の道路交通騒音	虫の鳴き声	雨音 虫の鳴き声
④	虫の鳴き声 周辺の道路交通騒音	周辺の工場操業音 周辺の道路交通騒音	周辺の道路交通騒音 虫の鳴き声	雨音 虫の鳴き声 周辺の道路交通騒音
⑤	周辺の道路交通騒音 虫の鳴き声	周辺の道路交通騒音 虫の鳴き声	周辺の道路交通騒音 虫の鳴き声	周辺の道路交通騒音 雨音 虫の鳴き声

表 7-2-6 等価騒音レベル(L_{Aeq})の調査結果(雨天時)

単位: dB

地点	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
①	58	58
②	56	57
③	62	57
④	53	59
⑤	66	64
環境基準	65	60

6) 予測結果との対比及び環境保全目標の適合状況

評価書の予測では、施設稼働に伴う敷地境界における騒音は、48dB 以下と予測されているが、調査の結果、48dB を上回っていた。これは、聴感で示したとおり、施設稼働音よりも周辺の道路交通騒音等が主な原因であると考えられる。

平田水処理センターのポンプ所では、汚水ポンプが常時稼働しており、ポンプを完全に停止した状態での暗騒音の測定はできない。このため、環境保全目標適合状況及び規制基準の達成状況については明らかとすることができないが、以下の環境保全措置を実施していることにより、施設稼働に伴う騒音の影響を低減していると判断できる。

なお、現行の環境基準と比較した場合、①～④では、環境基準を満足しており、新川堤防道路が騒音の主要因である⑤は、環境基準を若干上回っていた。

また、騒音について、市民等からの苦情はない。

7) 環境保全措置の実施状況

ポンプ棟の外壁を厚くし、吸音材を使用している。

3. 振動

1) 調査事項

時間率振動レベル(L₁₀)

2) 調査地点

敷地境界 5 地点(図 7-2-1 参照)

3) 調査時期

晴天時:平成 26 年 11 月 20 日

降雨時:平成 26 年 9 月 24 日

なお、降雨時における降雨の状況は表 7-2-1 に示したとおりである。

4) 調査方法

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 環境庁告示 第 90 号)に定める方法

5) 調査結果

(1) 晴天時

時間率振動レベル(L₁₀)の調査結果は表 7-3-1 に示すとおりであり、全ての地点においていずれの時間帯も規制基準及び環境保全目標を下回る結果であった。

表 7-3-1 時間率振動レベル(L₁₀)の調査結果(晴天時)

単位: dB

地点	昼間	夜間
①	<30	<30
②	39	31
③	39	31
④	36	31
⑤	37	31
規制基準	70	65
環境保全目標(①)	65	60
環境保全目標(②~⑤)	60	55

注:①は、平田中学校から 50m 以内であるため、環境保全目標(②~⑤)を 5dB 減じた環境保全目標(①)とする。

(2) 降雨時

時間率振動レベル(L₁₀)の調査結果は表 7-3-2 に示すとおりであり、全ての地点においていずれの時間帯も規制基準及び環境保全目標を下回る結果であった。

表 7-3-2 時間率振動レベル(L₁₀)の調査結果(降雨時)

単位: dB

地点	昼間	夜間
①	<30	32
②	38	30
③	39	31
④	35	30
⑤	36	34
規制基準	70	65
環境保全目標(①)	65	60
環境保全目標(②～⑤)	60	55

注:①は、平田中学校から50m以内であるため、環境保全目標(②～⑤)を5dB減じた環境保全目標(①)とする。

6) 予測結果との対比及び環境保全目標の適合状況

評価書の予測どおり、敷地境界で43dBを下回っていた。

環境保全目標は、昼間65dB、夜間60dBであり、環境保全目標を達成し、規制基準も満足している。

なお、振動について、市民等からの苦情はない。

4. 治水

1) 調査事項

ポンプ所運転時の河川構造物への影響

2) 調査地点

放水口周辺

3) 調査時期

平成 26 年 12 月 16 日(日降雨量:22mm)

4) 調査方法

降雨時に現地踏査及び写真撮影

5) 調査結果

平成 26 年の月別降雨の状況は表 7-4-1 に示すとおりである。
調査日までに降雨はあったが、河川構造物に影響は生じていなかった。
調査日における放水口周辺の状況は、写真 7-4-1～写真 7-4-3 に示すとおりである。放水口周辺に異常は見られなかった。なお、写真撮影地点は、図 7-4-1 に示すとおりである。

表 7-4-1 平成 26 年の降雨状況

月	月間降雨量 (mm)	日最大降雨量 (mm)
1	38.5	20.5
2	132.5	44.0
3	153.0	51.0
4	128.0	59.0
5	154.5	59.0
6	72.0	26.0
7	106.0	30.5
8	179.0	42.0
9	195.0	86.5
10	167.5	60.0
11	96.5	28.0
12	83.0	22.0

6) 予測結果との対比及び環境保全目標の適合状況

河川管理者との事前協議にて十分な検討を行い、河川及び堤体の機能に支障を及ぼさないものとするとともに、浸水解消に寄与することができることから、環境保全目標を満足している。



写真 7-4-1 放水口周辺の状況 (No. 1)



写真 7-4-2 放水口対岸の状況 (No. 2)



写真 7-4-3 放水口周辺の状況 (No. 3)

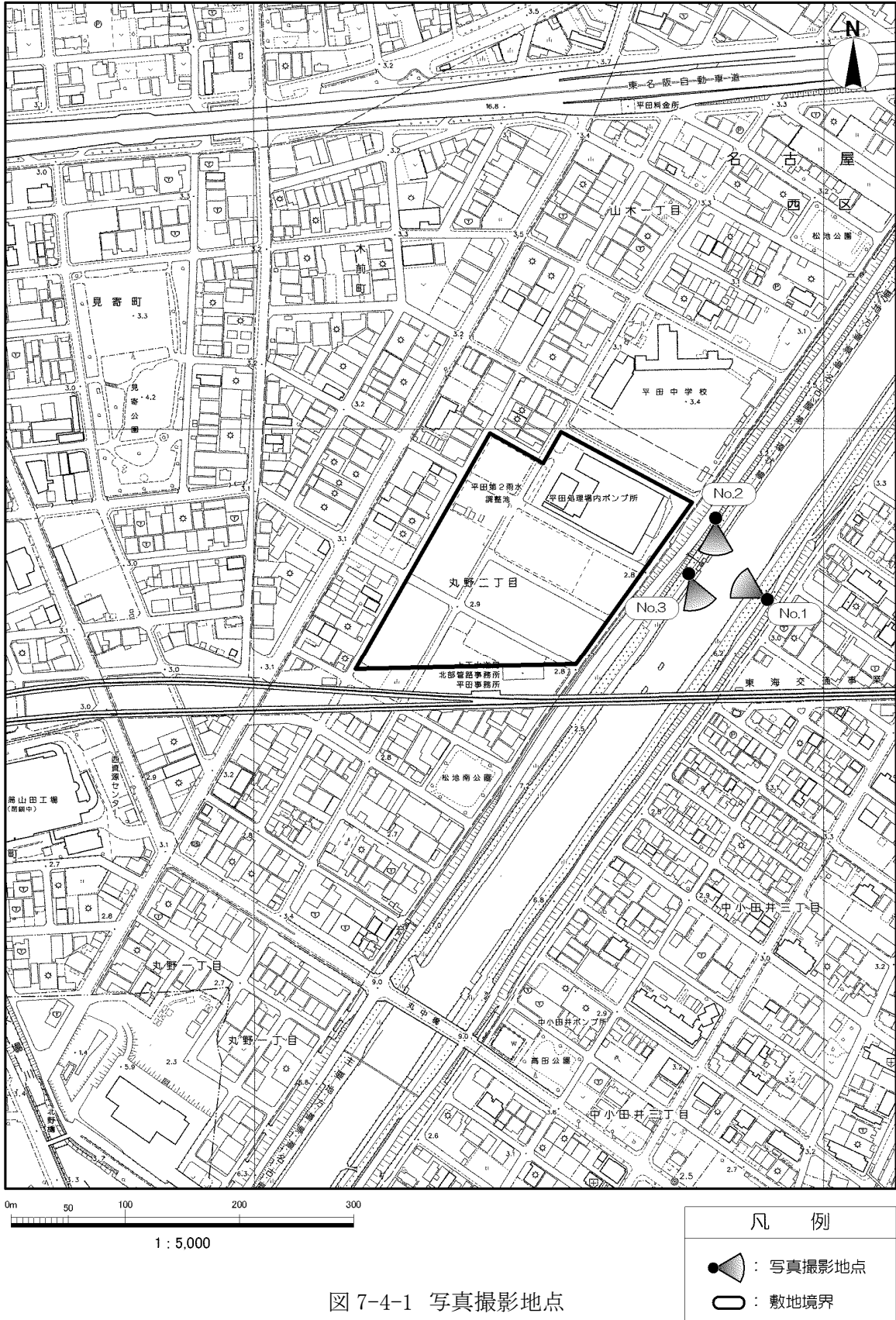


図 7-4-1 写真撮影地点

5. 電波障害

市民等からの公害苦情はない。

6. 日照障害

市民等からの公害苦情はない。

7. 廃棄物

1) 調査事項

廃棄物(スクリーンかす、沈砂等)の発生量
廃棄物の再資源化の状況

2) 調査時期

平成 25 年度

3) 調査方法

管理記録(1年間)からの読みとり等

4) 調査結果

平田水処理センターから排出される廃棄物の種類は、スクリーンかす、沈砂及びスカムであるが、平成 25 年度はポンプ所のみでの供用であることから、4tのスクリーンかすが年 1 回搬出された。スクリーンかすは、廃プラやガラス・コンクリート・陶磁器くずであることから、埋立処分を行っており、再資源化は行っていない。

5) 予測結果との対比及び環境保全目標の適合状況

全体供用後の評価書での予測結果は、沈砂、スクリーンかすが各々 2t/日排出されると予測されている。平成 25 年度はポンプ所のみでの供用であることから、4tのスクリーンかすが年 1 回搬出された。

今後、一定程度廃棄物が蓄積された際に搬出することになるが、その際には、発生する廃棄物の運搬に関して、住民の日常生活に支障を与えないようにする。

なお、廃棄物について、市民等からの苦情はない。

第8章 まとめ

事後調査結果(ポンプ所供用時)の概要は、表 8-1 に示すとおりである。

表 8-1 事後調査結果(ポンプ所供用時)の概要

環境要素	調査事項	調査地点	環境保全措置	調査結果	予測結果との対比及び環境保全目標の達成状況
悪臭	・臭気指数(臭気濃度) ・特定悪臭物質 22 項目	・臭気指数 敷地境界 5 地点 及びポンプ棟沈砂池測定口 1 地点 ・特定悪臭物質濃度 風下敷地境界 1 地点 及びポンプ棟沈砂池測定口 1 地点	悪臭が外部に漏れにくいように開閉部を少なくしており、沈砂等の搬出口にはエアカーテンを設置している。	敷地の境界線における特定悪臭物質の規制基準及び臭気指数の指導基準以下であった。	評価書の予測どおり、敷地境界において臭気濃度・悪臭物質ともに規制基準値等を下回っており、環境保全目標を満足している。 排出口については、評価書では悪臭防止法に定める排出口におけるアンモニア、流下水素及トリメチルアミンの流量が許容流量以下であると予測されている。調査を行った際の許容流量及び悪臭物質の流量は、表 7-1-4 に示すとおりであり、予測どおり悪臭物質の流量が許容流量を下回り、環境保全目標を満足している。 なお、悪臭について、市民等からの苦情はない。
騒音	騒音レベル(L _{A5} 、L _{Aeq})	敷地境界 5 地点	ポンプ棟の外壁を厚くし、吸音材を使用している。	(1)晴天時 晴天時の時間率騒音レベル(L _{A5})の調査結果は、①～④ではいずれの時間帯も規制基準を下回る結果であった。⑤の昼間は規制基準を下回ったが、その他の時間帯では規制基準を上回っていた。 環境保全目標と比較すると、②～③はいずれの時間帯も環境保全目標を下回る結果であった。①及び④の夜間並びに⑤の全ての時間帯で環境保全目標を上回っていた。 聴感は、①及び④の夜間並びに⑤の全ての時間帯における主な聴感周辺の道路交通騒音であったことから、ポンプ所に起因して規制基準及び環境保全目標を上回ったものではないと考えられる。この道路騒音は、平田水処理センター東側の新川堤防道路の騒音が主要因と考えられる。 なお、現在の環境基準が適用される等価騒音レベル(L _{Aeq})は、①～④は環境基準を満足しており、⑤は環境基準を若干超過している。 (2)降雨時 降雨時の時間率騒音レベル(L _{A5})の調査結果は、②、③ではいずれの時間帯も規制基準を下回る結果であった。①、④の夜間は規制基準を上回ったが、その他の時間帯では規制基準を下回っていた。⑤の昼間は規制基準を下回ったが、その他の時間帯では規制基準を上回っていた。 環境保全目標と比較すると、①の夕及び②～④の夜間以外は環境保全目標を下回る結果であった。①の朝・昼・夜間及び②～④の夜間並びに⑤の全ての時間帯で環境保全目標を上回っていた。 聴感は、⑤の夜間においてかすかにポンプ場の稼働音が確認されたものの、いずれの時間帯においても主な聴感周辺の道路交通騒音であったことから、ポンプ所に起因して規制基準及び環境保全目標を上回ったものではないと考えられる。その他の地点の主な聴感、概ね夜間においては雨音、虫の鳴き声、朝においては虫の鳴き声、周辺の道路交通騒音であった。 なお、現在の環境基準が適用される等価騒音レベル(L _{Aeq})は、①～④は環境基準を満足しており、⑤は環境基準を若干超過している。	評価書の予測では、施設稼働に伴う敷地境界における騒音は、48dB 以下と予測されているが、調査の結果、48dB を上回っていた。これは、聴感で示したとおり、施設稼働音よりも周辺の道路交通騒音等が主な原因であると考えられる。 平田水処理センターのポンプ所では、汚水ポンプが常時稼働しており、ポンプを完全に停止した状態での暗騒音の測定はできない。このため、環境保全目標適合状況及び規制基準の達成状況については明らかとすることができないが、環境保全措置を実施していることにより、施設稼働に伴う騒音の影響を低減していると判断できる。 なお、現行の環境基準と比較した場合、①～④では、環境基準を満足しており、新川堤防道路が騒音の主要因である⑤は、環境基準を若干上回っていた。 また、騒音について、市民等からの苦情はない。
振動	振動レベル(L ₁₀)	敷地境界 5 地点	—	(1)晴天時 時間率振動レベル(L ₁₀)の調査結果は、全ての地点においていずれの時間帯も規制基準及び環境保全目標を下回る結果であった。 (2)降雨時 時間率振動レベル(L ₁₀)の調査結果は、全ての地点においていずれの時間帯も規制基準及び環境保全目標を下回る結果であった。	評価書の予測どおり、敷地境界で 43dB を下回っていた。 環境保全目標は、昼間 65dB、夜間 60dB であり、環境保全目標を達成し、規制基準も満足している。 なお、振動について、市民等からの苦情はない。
治水	ポンプ所運転時の河川構造物への影響	放水口周辺	新川流域総合治水対策協議会の中で、雨水流出抑制対策などの施策を進めていく。	平成 26 年において、調査日までに降雨はあったが、河川構造物に影響は生じていなかった。 雨天時の調査でも放水口周辺に異常は見られなかった。	河川管理者との事前協議にて十分な検討を行い、河川及び堤体の機能に支障を及ぼさないものとともに、浸水解消に寄与することができていることから、環境保全目標を満足している。
電波障害	公害苦情の状況	—	障害が明らかな場合には、個別アンテナの改良または共聴システムの設置等必要な措置を行う。	市民等からの公害苦情はない。	—
日照障害	公害苦情の状況	—	—	市民等からの公害苦情はない。	—
廃棄物	廃棄物(スクリーンかす、沈砂等)の発生量 廃棄物の再資源化の状況	—	運搬に際しては、法令に定める規定を遵守し、運搬車の洗浄等により予定地周辺の生活道路を汚さないようにして、住民の日常生活に支障を与えないようにする。	平田水処理センターから排出される廃棄物の種類は、スクリーンかす、沈砂及びスカムであるが、平成 25 年度はポンプ所からのみの供用であることから、4t のスクリーンかすが年 1 回搬出された。スクリーンかすは、廃プラやガラス・コンクリート・陶磁器くずであることから、埋立処分を行っており、再資源化は行っていない。	全体供用後の評価書での予測結果は、沈砂、スクリーンかすが各々 2t/日排出されると予測されている。平成 25 年度はポンプ所からのみの供用であることから、4t のスクリーンかすが年 1 回搬出された。 今後、一定程度廃棄物が蓄積された際に搬出することになるが、その際には、発生する廃棄物の運搬に関して、住民の日常生活に支障を与えないようにする。